

# 区民スポーツ実施基準

仙台市体育協会

この基準は、区体育協会と加盟団体が仙台市スポーツ振興基本計画（スポーツ元気プラン）を踏まえて取り組み区民（地域）スポーツ振興の基盤整備についてしめたものである。

## I 区民スポーツ事業の趣旨

### (1) 区民にスポーツ活動のイベントを提供し拡充する。

<元気プラン＝市民参加型イベントへのシフト、週1回以上の運動実施率50%、主催事業参加50%>

### (2) スポーツ種目同好者を発掘・拡大し、区内での人材を確保する。

<元気プラン＝同好者の確保、マンパワー確保>

### (3) 区民の組織として公共性と運営力を高める。

<元気プラン＝市民のスポーツニーズに応える組織>

## II 区組織の整備（補助金受給）条件

(1) 組織としての3条件（規約・役員名簿・議案書）を整備して、毎年8月31日まで仙台市体育協会へ提出すること。提出は、区体育協会経由とし、規約・役員名簿・議案書の整備については次による。

(2) **規約の目的には「〇〇区民の（種目名）振興」**などの事項が記載されていること。

(3) **役員名簿は**、規約に基づいた役職に、氏名・住所などがあり、**同区民で構成**されていること。

(4) 議案書については、次によること。

- ① 表紙がある冊子に、協議される機関名（理事会・総会）・期日・場所、会次第があること。
- ② 前年度事業報告・収支決算・監査報告・当該年度の事業計画・収支予算があること。
- ③ 事業については、主催事業（会務も含む）を明確にし、関連事業とは区別して記載すること。
- ④ 収入部には、補助金・参加負担金（費）の項目など、内容を出来るだけ分けて明確にすること。

## III 区民スポーツ事業（補助金支給）実施要件

(1) **補助金による事業は、イベントとし1団体成人とジュニアの各々1回とする。**

(2) 成人とジュニアの合同開催については、1回として2回まで実施できる。

(3) **成人は、一般区民を対象とし、ジュニアについては区内の小中高生とする。**

(4) **主催は区体育協会を基盤に構成し、主管を区体育協会加盟団体とする。**その他、共催・後援等の運営機構については、各区の現状に則して区体育協会で定める。また、市教育委員会の名義（共催・後援）申請、施設使用料の減免の手続きについても同様とする。

(5) 区スポーツ少年団と区スポーツ指導者協議会による事業（補助金支給）については、組織の特性を踏まえ事業の趣旨に即したのものとする。区種目団体と重複するイベントは実施しない。

(6) **参加者の募集については、実施要項をもとに区民に広く公示する。**

(7) **事業に運営経費には、受益者負担を原則に参加費を徴収して充てる。**

(8) 下記の書類①～④を期限まで区体育協会会長宛に提出する。

- ① 当該年度の議案書（役員名・規約を添付）は、7月31日まで。 [2部]
- ② 事業計画書（規定様式）は、3月1日まで。 [1部]
- ③ 事業報告書（規定様式）は、3月31日まで。 [1部]
- ④ 実施要項（下記IV参照）は、開催1ヶ月前まで。 [1部]

(9) **主旨・実施要件の異なる事業、都合による事業中止の場合は、補助金を区体育協会長へ返還する。**

(10) 提出すべき書類（(8)－①②③④）が期限までに提出されない場合は、補助金は支給されない。

## IV 実施（開催）要項 [〇〇大会開催要項・〇〇教室実施要綱]

1. 主旨
2. 主催
3. 共催
4. 主管
5. 後援
6. 日時（期日）
7. 会場
8. 実施方法（競技方法）
9. 参加条件（参加規程）
10. 参加料
11. 表彰
12. 必要事項など